

令和3年9月30日

保護者 様

京都府立向陽高等学校
校長 遠山 秀史

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染者の急拡大に伴い、京都府において発令されていた緊急事態宣言が、9月30日(木)の期限をもって解除されることとなりました。

全国的に、新規の感染者は減少傾向にありますが夏季休業明け以降、生徒間と思われる感染事例も報告されており、宣言解除後感染の再拡大を防ぐためにも、今後も気を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底していく必要があります。

つきましては、こうした現下の感染状況や、緊急事態措置での要請事項、京都府教育委員会からの通知等を踏まえ、10月1日(金)以降の本校の教育活動等について、下記のとおり実施します。

御家庭におかれましても、感染拡大防止に向けて、下記のとおり御対応いただきますよう、一層の御理解と御協力をお願いします。

なお、今後の感染状況等により、対応を変更する場合は、別途お知らせします。

記

1 校時について

通常の50分授業を実施します。

※10月1日(金)は体育祭の予定ですが、雨天時は50分授業(火曜の時間割)を行います。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、引き続き、可能な限り感染症対策を行った上で、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施します。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とします。学校説明会・部活動体験においては、参加生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動を避けて行います。
- (3) 校外での活動については、移動時も含めて感染リスクが低いと判断できる場合に、10月9日(土)から実施を可とします(ただし、教育課程外の活動は10月22日(金)までの期間、京都府内のみの活動とします。)
- (4) 他校生との交流については、10月9日(土)から実施を可とします(ただし、教育課程外の活動時の交流は10月22日(金)までの期間、京都府内の生徒に限るものとします。)
- (5) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが低いと判断できる場合に、10月9日(土)から実施を可とします(ただし、教育課程外の活動は10月22日(金)までの期間、京都府内のみの活動とします。)

【裏面へ続く】

(6) 部活動について

現在は、自校生徒のみによる校内での2時間以内の活動を可としていますが、今後、部活動に係る制限を以下のとおり段階的に緩和します。

◆10月9日(土)から10月22日(金)までの期間について

- (1) 自校を含め京都府内の2校程度が参加しての活動を可とします。
- (2) 活動場所については、近隣通学圏から段階的に京都府内全域へと制限を緩和します。
- (3) 活動時間は、京都府部活動指導指針を遵守して実施します。
- (4) 他府県交流は禁止します。
- (5) 宿泊は、京都府内の宿泊に限ります。

◆10月23日(土)以降について

- (1) 参加者数に制限は設けませんが、不特定多数の集合でなく、密集を回避した上で、管理できる人数とします。
- (2) 活動場所、他府県交流、宿泊についての制限はありません。
- (3) 活動時間は、京都府部活動指導指針を遵守して実施します。

◆部活動に係る留意事項

- (1) 「健康チェックシート」を活用するなどして、健康管理の記録を行い、活動前には体調を確認すること。
- (2) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないこと。
- (3) 活動中等のやむを得ない場合を除いては、登下校時も含めマスクを着用すること。
特に、部活動終了後は、速やかに下校、帰宅することとし、帰宅後の感染防止の徹底を怠らないこと。

3 生徒の皆さんへ（感染症対策の徹底と人権上の配慮について）

- (1) マスクの着用、三密の回避、正しい手洗いの励行など基本的な感染症対策を徹底すること。
- (2) 食事は向かい合わずに静かにとり、食後はすぐにマスクを着用すること。
- (3) 下校途中等に、飲食をしないこと。
- (4) 不要不急の外出、友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を持って行動すること。
- (5) 検温を含む登校前の健康観察を行い、発熱、咳等の風邪症状がある場合や、同居の家族に同様の症状等がある場合は登校しないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、身体的な理由やさまざまな理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえて、感染者や濃厚接触者及び医療従事者や社会機能の維持に当たる方及びその家族に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても、偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないようにすること。また、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとること。

4 保護者の皆さまへ

- (1) お子様の日常的な健康観察を行っていただき、風邪症状がある時や、同居の御家族に同様の症状がある場合は登校させないようにしてください。
- (2) 御家庭においても基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、不要不急の外出や友人等との会食を避けるように御指導ください。
- (3) 人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導をお願いします。